

常陸大宮市浄化槽設置・撤去関係補助金

申請の手引き

【問い合わせ先】

常陸大宮市上下水道部総務経営課
総務経営グループ

〒319-2145

常陸大宮市宇留野3030

TEL：0295-52-0427

1 合併処理浄化槽設置事業費補助金

○対象区域について

公共下水道計画区域及び農業集落排水事業区域（おおむね7年程度以上の間整備が見込まれない区域を除く。）以外の常陸大宮市全域

○対象要件について

市内に浄化槽を設置する方で、年度内に設置が完了できる方。

○補助対象について

パターン	区分	内容	判別
1	新築	市外・集合住宅等から転居してきた場合	○
2	新築	公共下水道，農業集落排水区域（浄化槽区域外）から転居してきた場合（転居前，下水道接続ありの場合）	○
3	新築	公共下水道，農業集落排水区域（浄化槽区域外）から転居してきた場合（転居前，下水道接続なしの場合）	×
4	新築	分家独立（同一敷地内・外の場合） ※元家が合併処理浄化槽を使用している場合も含む。	○
5	新築	店舗・事業所等及び店舗等併用住宅へ設置する場合	○
6	転換	合併処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換した場合	×
7	転換	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換した場合	○
8	転換	くみ取り槽から合併処理浄化槽へ転換した場合	○
9	その他	既に浄化槽工事に着工している場合や工事が完成している場合	×

○補助金額について

5人槽	332,000円（上限）
7人槽	414,000円（上限）
8人槽以上	548,000円（上限）

合併処理浄化槽設置事業費補助金手続きフロー図

.....申請者
.....常陸大宮市

補助対象の確認

○補助対象要件、補助対象区域の確認をしてください。

浄化槽設置届提出 (浄化槽明細書)

○関係書類を添付し、総務経営課または指定確認検査機関へ提出してください。(添付書類等については、以下県HPを参照)

参考URL <https://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/kurashi/seikatsukankyo/index.html>

補助金申請

○総務経営課へ以下の書類を提出してください。

- (1) 合併浄化槽設置事業費補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 関係機関の審査を完了した浄化槽明細書の写し又は浄化槽設置届出書の写し
- (3) 設置場所の案内図
- (4) 設置費の概算見積書
- (5) 工事略図(敷地内の配置図等)
- (6) 浄化槽型式認定シートの写し
- (7) 浄化槽登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)
- (8) 全国浄化槽団体連合会発行の保証登録証(市町村用)
- (9) 施工業者の浄化槽設備士免状及び小規模浄化槽施工技術特別講習会の修了証書(昭和62年度以前に浄化槽設備士免状の交付を受けた者)の写し
- (10) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (11) 浄化槽設置施工前の状況写真
- (12) 道路占用許可書の写し(側溝放流の場合に限る。)
- (13) 維持管理に関する誓約書・構造図・概要書(施設内処理の場合に限る。)
- (14) 誓約書(様式第1号の2)
- (15) その他市長が必要と認める書類

決定通知書

○申請書を審査した後、申請者に対し交付決定通知を送付します。

設置工事

○設置工事は交付決定通知受け取り後又は市より連絡を受けてから実施してください。

完了報告

○工事完了30日以内又は当該年度の3月31日いずれか早い日までに総務経営課へ以下の書類を提出してください。

- (1) 浄化槽設置事業完了報告書
- (2) 浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書の写し
- (3) 浄化槽法定検査申込書の写し(検査手数料払込通知書等の写しを添付)
- (4) 浄化槽設置施工状況写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

補助金額確定通知書

○報告内容を審査した後、申請者に対し確定通知書を送付します。

交付請求

○総務経営課へ「浄化槽設置事業費補助金交付請求書」を提出してください。(確定通知書と同封して送付します。)

補助金の支払い

○指定の口座へ振り込みます。

2 単独処理浄化槽・くみ取り槽撤去費補助金

○対象区域について

公共下水道計画区域及び農業集落排水事業区域（おおむね7年程度以上の間整備が見込まれない区域を除く。）以外の常陸大宮市全域

○対象要件について

（1）単独処理浄化槽又はくみ取り槽撤去費補助金

合併処理浄化槽設置事業費補助金の交付を受けて浄化槽を設置し，既存の単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去を行う方。（設置浄化槽1基に対し補助するもの。）

（2）宅内配管工事費補助

合併処理浄化槽設置事業費補助金の交付を受けて浄化槽を設置し，既存の単独処理浄化槽又はくみ取り槽の転換を行う方。（ただし，既設住宅の建替えに併せて行う場合は除く。）

○補助対象について

パターン	区分	内容	判別
1	単独撤去	既存の単独処理浄化槽撤去を行う場合（建替えの場合も含む） ※合併処理浄化槽設置事業費補助金の交付を受けて浄化槽を設置することに伴い，既存の単独処理浄化槽を撤去する場合に限る。	○
2	くみ取り撤去	既存のくみ取り槽撤去を行う場合（建替えの場合も含む） ※合併処理浄化槽設置事業費補助金の交付を受けて浄化槽を設置することに伴い，既存のくみ取り槽を撤去する場合に限る。	○
3	宅内配管	単独処理浄化槽又はくみ取り槽の転換に伴い，宅内配管工事を行う場合 ※合併処理浄化槽設置事業費補助金の交付を受けて浄化槽を設置し，転換する場合に限る。	○
4	宅内配管	新築で浄化槽を設置する際，宅内配管工事を行う場合	×
5	宅内配管	家屋建替えで浄化槽を設置する際，宅内配管工事を行う場合 ※旧家屋が単独処理浄化槽又はくみ取り槽だった場合	×

○補助金額について

単独処理浄化槽撤去費補助 120,000円（上限）
くみ取り槽撤去費補助 90,000円（上限）
宅内配管工事費補助 300,000円（上限）

単独処理浄化槽・くみ取り槽撤去費補助手続きフロー図

.....申請者
.....常陸大宮市

補助対象の確認

○補助対象要件、補助対象区域の確認をしてください。

補助金申請

○総務経営課へ以下の書類を提出してください。

※合併処理浄化槽設置補助金申請書と同時に申請して下さい。

- (1) 単独処理浄化槽・くみ取り槽撤去費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 単独処理浄化槽又はくみ取り槽撤去に係る費用の見積書
- (3) 宅内配管工事に係る費用の見積書
- (4) その他市長が必要と認める書類

決定通知書

○申請書を審査した後、申請者に対し交付決定通知を送付します。

撤去工事

○撤去工事は交付決定通知受け取り後又は市より連絡を受けてから実施してください。

完了報告

○工事完了30日以内又は当該年度の3月31日いずれか早い日までに総務経営課へ以下の書類を提出してください。

- (1) 単独処理浄化槽撤去費補助事業実績報告書
- (2) 撤去等の工程写真（撤去前・撤去後）
- (3) 撤去工事の請求書及び支払い領収書の写し
- (4) 産業廃棄物管理表の写し
- (5) 宅内配管工事の工程写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

補助金額確定通知書

○報告内容を審査した後、申請者に対し確定通知書を送付します。

交付請求

○総務経営課へ「単独処理浄化槽撤去費補助金交付請求書」を提出してください。（確定通知書に同封して送付します。）

補助金の支払い

○指定の口座へ振り込みます。